

第24回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

第24期（2024年6月1日～2025年5月31日）

連結計算書類の連結注記表・・・・・・・・・・・・・・ 1

計算書類の個別注記表・・・・・・・・・・・・・・ 17

株式会社メディカルネット

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称 Medical Net Thailand Co., Ltd.
株式会社オカムラ
Pacific Dental Care Co., Ltd.
ノーエチ薬品株式会社
NU-DENT Co., Ltd.
D.D.DENT Co., Ltd.
Fukumori Dental Clinic Co., Ltd.
AVision Co., Ltd.
有限会社吉見歯科器械店

(連結範囲の変更)

上記のうち、有限会社吉見歯科器械店については、株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であった株式会社ミルテルの全株式を売却したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社オカムラ及び有限会社吉見歯科器械店の決算日は、5月20日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、5月21日から連結決算日5月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社のうちNU-DENT Co., Ltd.、D.D.DENT Co., Ltd.、Fukumori Dental Clinic Co., Ltd.及びAVision Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り

込む方法によっております。

ii 棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品

販売用不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。その他については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	15年
工具、器具及び備品	4～15年

ii 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、企業結合により識別された顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務

の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i メディア・プラットフォーム事業

メディア・プラットフォーム事業では、インターネットサイトでの広告を希望する顧客に対し、契約に基づき当社グループが運営するインターネットサイトへの広告掲載により、顧客より広告掲載料を得ております。インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払を受けております。

ii 医療機関経営支援事業

SEMサービスについては、検索エンジンの検索結果において検索順位を上位表示させることを目的としたSEO（検索エンジン最適化）サービスや、ヤフー株式会社及びGoogle LLCが運営するポータルサイトにおけるリスティング広告（検索連動広告）やLINE、TikTok広告などの運用代行サービスを提供しております。SEOサービスでは、定額料金により複数のキーワードでYahoo! JAPAN又はGoogleの検索結果を上位表示させる月次定額型サービス及び特定のキーワードでYahoo! JAPAN又はGoogleの検索結果の順位に応じた料金が発生する成功報酬型サービスを提供して顧客より報酬を得ております。定額サービスでは契約に基づき契約で定められた期間にわたり、SEOサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。成功報酬型サービスでは顧客のホームページの検索結果を上位表示させる義務を負っており、リスティング広告運用代行サービスでは、顧客の予算に応じてリスティング広告の運用を行う義務を負っております。当該履行義務は成果が発生した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

なお、リスティング広告運用代行サービスでは、顧客との契約における履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断し、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

HP制作・メンテナンスサービスについては、顧客のホームページの制作、メンテナンスを行っております。ホームページの制作サービスについては、契約に基づき顧客のホームページを制作する義務を負っております。当該履行義務は顧客のホームページが完成した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。メンテナンスサービスについては、契約に定められた期間にわたり、顧客のホームページのメンテナンスを行う義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

歯科医院運営事業については、歯科医療を患者に提供し、診療報酬を得ております。当該履行義務は診療が完了した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

歯科器材・医薬品販売事業及び大衆医薬品・医薬部外品の企画・卸販売事業については、顧客への歯科器材・医薬品及び医薬部外品の販売を行っております。当該販売

は、商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けております。

不動産販売事業については、仕入れた不動産物件を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。不動産の販売においては、物件の引き渡しをもって顧客に支配が移転し、履行義務が充足されることから、引渡し時の一時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

iii 医療BtoB事業

医療BtoB事業では、広告サービス、ソリューションサービス、リサーチサービス及びコンベンション運営サービスを提供しております。

広告サービスではインターネットサイトでの広告を希望する歯科関連企業や製薬会社などの顧客に対し、契約に基づき当社グループが運営するインターネットサイトへの広告掲載により、顧客より広告掲載料を得ております。インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

ソリューションサービスでは、歯科関連企業や製薬会社などの顧客に対しWebマーケティングのソリューションを提供しております。同サービスは契約に定められた期間にわたりソリューションを提供する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

リサーチサービスでは、調査を希望する歯科関連企業や製薬会社などの顧客に対し当社グループの歯科医療従事者会員へリサーチを行い、顧客へ調査結果を提供することで、調査料を得ております。リサーチサービスについては、契約に基づき、調査結果を提供する義務を負っております。当該履行義務は約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で充足されることから、同時点で収益を認識しております。

コンベンション運営サービスでは、歯科医療従事者向けのコンベンション開催を希望する製薬会社などの顧客に対し、コンベンションの運営に係る業務を受託し、受託料を得ております。コンベンション運営サービスについては、契約に基づき、コンベンションの運営業務を提供する義務を負っております。当該履行義務はコンベンションの開催、運営が完了した時点で充足されることから、同時点で収益を認識しております。なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けております。

iv クラウドインテグレーション事業

クラウドインテグレーション事業については、小売業、製造業や病院向けにPOSシステムの開発・導入・メンテナンス事業を行っております。顧客からの受注をうけ、開発（カスタマイズ）を実施し、利用方法のトレーニングを実施し、実装後はメンテナンスのサービスを提供しております。システムの開発（カスタマイズ）では、オン

プレミス・ライセンスの販売を実施しており、顧客との契約における履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断し、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、メンテナンスなどのサービスは、契約に定められた期間にわたり、メンテナンスを行う義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

v 未病・予防プラットフォーム事業

未病・予防プラットフォーム事業については、受託臨床検査サービス等を提供しております。これらのサービスは、医療機関や一般消費者に対して検査結果を報告した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

i 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ii 確定拠出年金制度の採用

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しいものについては、発生時に一括償却しております。

2. 会計方針の変更にに関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

なお、前連結会計年度の「前受金」は160,992千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 394,187千円 (内、株式会社オカムラ92,097千円、NU-DENT Co.,Ltd. 68,906千円、D. D. DENT Co.,Ltd. 12,401千円、AVision Co.,Ltd. 220,781千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式会社オカムラ、NU-DENT Co.,Ltd.、D. D. DENT Co.,Ltd. 及びAVision Co.,Ltd. ののれんは、将来の販売予測、営業等のシナジー効果を見積った上で策定された事業計画を基礎とし、超過収益力として算定され、定期的に償却しております。

なお、将来の事業計画は市場環境の変化等による不確実性を伴うものであり、仮に超過収益力に毀損が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの金額に影響を及ぼす可能性があります。なお、2024年3月19日に行われたAVision Co., Ltd. との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 440,697千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,430,000千円
借入実行残高	796,000千円
差引額	634,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,773,000	—	—	10,773,000

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月30日 定時株主総会	普通株式	27,135	3.00	2024年5月31日	2024年8月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,195	3.00	2025年5月31日	2025年8月29日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し運用する方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、株式及び投資事業組合への出資金であり、それぞれ発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業組合の財務状況を把握し、当該リスクを管理しております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に短期の運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は、主に長期運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	939,812		
貸倒引当金(*2)	△5,140		
	934,671	934,470	△200
(2) 長期貸付金(*3)	352,113		
貸倒引当金(*2)	△300,575		
	51,538	44,648	△6,889
資産計	986,209	979,119	△7,090
長期借入金(*4)	405,832	405,260	△572
負債計	405,832	405,260	△572

(*1) 現金及び預金、受取手形、買掛金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 売掛金、長期貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*3) 長期貸付金は、連結貸借対照表の流動資産の「その他」に含めて計上している「1年内回収予定の長期貸付金」(60,417千円)を含んでおります。

(*4) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(*5) 投資有価証券として保有している市場価格がない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	7,800千円
投資事業組合出資金	47,932千円

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,456,383	—	—	—
(2) 受取手形	4,295	—	—	—
(3) 売掛金	935,554	4,257	—	—
(4) 長期貸付金	60,417	264,748	22,151	4,796
合計	2,456,651	269,005	22,151	4,796

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	846,203	—	—	—
長期借入金	69,508	274,032	62,292	—
合計	915,711	274,032	62,292	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	934,470	—	934,470
長期貸付金	—	44,648	—	44,648
資産計	—	979,119	—	979,119
長期借入金	—	405,260	—	405,260
負債計	—	405,260	—	405,260

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した入金予定額を債権額と満期までの期間及び国債の利回り等適切な指標による利率に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計を回収期間ごとに国債の利回り等適切な指標による利率に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計
	メディア・プラットフォーム事業	医療機関経営支援事業	医療BtoB事業	クラウドインテグレーション事業	未病・予防プラットフォーム事業	計		
メディア・プラットフォーム事業（歯科分野）	1,022,093	—	—	—	—	1,022,093	—	1,022,093
メディア・プラットフォーム事業（美容分野）	61,193	—	—	—	—	61,193	—	61,193
SEMサービス	—	290,380	—	—	—	290,380	—	290,380
HP制作・メンテナンス	—	160,152	—	—	—	160,152	—	160,152
不動産販売	—	206,176	—	—	—	206,176	—	206,176
歯科医院運営	—	181,997	—	—	—	181,997	—	181,997
歯科器材・医薬品販売	—	2,908,289	—	—	—	2,908,289	—	2,908,289
大衆医薬品・医薬部外品の企画・卸販売	—	532,847	—	—	—	532,847	—	532,847
医療BtoB	—	—	158,034	—	—	158,034	—	158,034
POSシステムの開発・導入・メンテナンス	—	—	—	375,076	—	375,076	—	375,076
受託臨床検査	—	—	—	—	41,010	41,010	—	41,010
その他	—	133,934	—	—	—	133,934	998	134,932
顧客との契約から生じる収益	1,083,286	4,413,778	158,034	375,076	41,010	6,071,186	998	6,072,184
その他の収益（注）2	—	5,612	—	—	—	5,612	—	5,612
外部顧客への売上高	1,083,286	4,419,390	158,034	375,076	41,010	6,076,798	998	6,077,796

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、管理業務受託事業等であります。

2 その他の収益は、主として企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収益が含まれております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	842,261
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	944,108
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	160,992
契約負債(期末残高)	252,385

契約負債は主にメディア・プラットフォーム事業、医療機関経営支援事業及びクラウドインテグレーション事業に関連して認識した顧客からの前受金であり、概ね1年以内に履行義務が充足され収益を認識する当社グループが運営しているポータルサイトへの広告掲載料を契約に基づき受け取ったもの、顧客のホームページの制作費用を契約に基づき受け取ったもの及びPOSシステムの開発・導入・メンテナンス契約に基づき受け取ったものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 196円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △7円64銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(資本業務提携契約に基づく第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、株式会社ヨシダ（本社：東京都台東区、代表取締役社長：山中一剛、以下、「ヨシダ」という。）との間で資本業務提携（以下、「本資本業務提携」という。）契約を締結すること及び本資本業務提携契約に基づき、ヨシダに対する第三者割当による自己株式の処分（以下、「本第三者割当」という。）を行うことを決議いたしました。なお、同日付で本資本業務提携契約を締結し、2025年7月18日付で自己株式の処分が完了いたしました。

1. 本資本業務提携の概要

当社グループが推進する事業と親和性が高い事業を手掛け、また、将来的に事業上の取り組みにおいて相互に補完し合える可能性を持つ企業を対象に、関係強化を図り、双方の企業価値を高めることを目的として資本業務提携先を模索してまいりました。そのようななか、2024年12月よりヨシダと協議を開始いたしました。

1906年創業のヨシダは、現存する日本最古の歯科機械メーカーであり、日本全国各地に支店、営業所、SC（サービスセンター）を配置し、歯科医療機器・材料・情報機器（コンピュータなど）や歯科医院内の環境全般にわたるハードやソフトの開発・販売・修理・保守メンテナンスを実施しております。また、世界各国のブランドメーカーと連携して自社ブランドの製品開発、サービス開発にも注力しております。そして、歯科医療情報の提供のために、歯科機械・材料・医院経営に関わる出版物を刊行し、歯科医院の開業・経営に関する企画・調査などの総合コンサルティングを行っております。

本資本業務提携により、当社はヨシダと協同して、同社の顧客である歯科医院に当社の歯科医療プラットフォームを活用したWebマーケティング支援、開業・経営支援サービスを強化いたします。また、当社の顧客基盤を活用しヨシダの販路拡大にも寄与いたします。さらに、両社で共同して、海外事業や予防分野へも展開していき、歯科業界で圧倒的No.1のプラットフォームを構築してまいります。

これにより、今後両社は歯科医療領域を包括的にカバーし、歯科医院の持続的な発展、歯科医師のウェルビーイングの向上を目指したサービスの提供・開発に取り組んでまいります。

本第三者割当は、本資本業務提携の一環として、ヨシダを割当先として行うものであり、当社とヨシダの協力体制を強固なものとし、事業の推進をより確実なものにするためであります。

本第三者割当の詳細は以下のとおりです。

(1) 払込期日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式538,600株
(3) 処分価額	1株当たり288円
(4) 処分価額の総額	155,116,800円 (差引手取概算額: 153,816,800円)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による。
(6) 処分先	株式会社ヨシダ
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。
(8) 資金の使途	事業拡大のためのM&A資金に充当する予定です。

2. 今後の見通し

本資本業務提携は、中長期的には当社の企業価値の向上に寄与するものと考えておりますが、現時点での2026年5月期の当社業績に与える影響は軽微と予測されます。

11. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	有限会社吉見歯科器械店 (以下、「吉見歯科器械店」)
事業内容	歯科器械材料・医薬品の販売

② 企業結合を行った主な理由

当社の完全子会社であるオカムラは、東京都福生市に本社を置く創業36年の歯科ディーラーで、2018年に当社グループに加わりました。歯科業界での経験豊富な社員に、当社グループの強みであるITサービスが加わり、当社グループのクライアントである歯科医院・歯科技工所・専門学校に対して歯科器械材料・医薬品に加え、OEM製造によるプライベートブランド商品を提供しております。

他方、吉見歯科器械店は、宮崎県宮崎市に本社を置く創業51年の歯科ディーラーで、宮崎県及び鹿児島県の歯科医院・歯科技工所に歯科医療用品、歯科用機器材の販売を行っており、宮崎県内のディーラーでは1位の25%のシェアを誇っております。「お客様との信頼関係をたいせつにします」をミッションに掲げる同社とオカムラは、これまで培ってきた商品力・営業力を共有・協力することでさらに強化し、南九州地区No.1ディーラーを目指してまいります。

③ 企業結合日

2025年3月28日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0% (間接保有)

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社連結子会社のオカムラが現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月21日から2025年5月20日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	55,000千円
取得原価		55,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 21,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

21,391千円

② 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったことによるものであります。

③ 償却の方法及び償却期間

企業結合時において全額を減損損失として計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	170,677千円
固定資産	15,421千円
資産合計	186,098千円
流動負債	150,200千円
固定負債	2,289千円
負債合計	152,490千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	434,392千円
営業損失	△10,734千円
経常損失	△7,522千円
親会社株主に帰属する当期純損失	△37,821千円

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記については監査証明を受けておりません。

(企業結合に係る暫定的な処理の確定)

2024年3月19日に行われたAVision Co., Ltd. との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額を見直した結果、顧客関連資産が増加したことにより、暫定的に算定されたのれんの金額258,566千円は、17,000千円減少し、241,566千円となっております。なお、のれんの償却期間、顧客関連資産の償却期間は10年とし、均等償却しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 子会社株式

移動平均法による原価法

ii その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

i メディア・プラットフォーム事業

メディア・プラットフォーム事業では、インターネットサイトでの広告を希望する顧客に対し、契約に基づき当社が運営するインターネットサイトへの広告掲載により、顧客より広告掲載料を得ております。インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払を受けております。

ii 医療機関経営支援事業

SEMサービスについては、検索エンジンの検索結果において検索順位を上位表示させることを目的としたSEO（検索エンジン最適化）サービスや、ヤフー株式会社及びGoogle LLCが運営するポータルサイトにおけるリスティング広告（検索連動広告）やLINE、TikTok広告の運用代行サービスを提供しております。SEOサービスでは、定額料金により複数のキーワードでYahoo! JAPAN又はGoogleの検索結果を上位表示させる月次定額型サービス及び特定のキーワードでYahoo! JAPAN又はGoogleの検索結果の順位に応じた料金が発生する成功報酬型サービスを提供して顧客より報酬を得ております。定額サービスでは契約に基づき契約で定められた期間にわたり、SEOサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。成功報酬型サービスでは顧客のホームページの検索結果を上位表示させる義務を負っており、リスティング広告運用代行サービスでは、顧客の予算に応じてリスティング広告の運用を行う義務を負っております。当該履行義務は成果が発生した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。

なお、リスティング広告運用代行サービスでは、顧客との契約における履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断し、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

HP制作・メンテナンスサービスについては、顧客のホームページの制作、メンテナンスを行っております。ホームページの制作サービスについては、契約に基づき顧客のホームページを制作する義務を負っております。当該履行義務は顧客のホームページが完成した時点で充足されるため、同時点で収益を認識しております。メンテナンスサービスについては、契約に定められた期間にわたり、顧客のホームページのメンテナンスを

行う義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

不動産販売事業については、仕入れた不動産物件を一般消費者へ販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。不動産の販売においては、物件の引き渡しをもって顧客に支配が移転し、履行義務が充足されることから、引渡し時の一時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

iii 医療BtoB事業

医療BtoB事業では、広告サービス、ソリューションサービス、リサーチサービス及びコンベンション運営サービスを提供しております。

広告サービスではインターネットサイトでの広告を希望する歯科関連企業や製薬会社などの顧客に対し、契約に基づき当社が運営するインターネットサイトへの広告掲載により、顧客より広告掲載料を得ております。インターネットサイトへの広告掲載については、期間保証型の広告サービスについて、契約で定められた期間にわたり、広告を掲示する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

ソリューションサービスでは、歯科関連企業や製薬会社などの顧客に対しWebマーケティングのソリューションを提供しております。同サービスは契約に定められた期間にわたりソリューションを提供する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

リサーチサービスについては、調査を希望する歯科関連企業や製薬会社などの顧客に対し当社の歯科医療従事者会員へリサーチを行い、顧客へ調査結果を提供することで、調査料を得ております。リサーチサービスについては、契約に基づき、調査結果を提供する義務を負っております。当該履行義務は約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で充足されることから、同時点で収益を認識しております。

コンベンション運営サービスでは、歯科医療従事者向けのコンベンション開催を希望する製薬会社などの顧客に対し、コンベンションの運営に係る業務を受託し、受託料を得ております。コンベンション運営サービスについては、契約に基づき、コンベンションの運営業務を提供する義務を負っております。当該履行義務はコンベンションの開催、運営が完了した時点で充足されることから、同時点で収益を認識しております。なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き

に定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「ポイント還元収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度の「ポイント還元収入」は2,000千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(市場価格のない関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 395,834千円 (内、株式会社オカムラ203,200千円、AVision Co., Ltd.
192,634千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を加味した価額で取得しております。発行会社の財政状態の悪化により超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を実施しております。

超過収益力を反映した実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか判断するにあたって、発行会社の財政状態、経営成績、中期事業計画の実行可能性に影響するその他特定の要因、発行会社が事業を行っている産業の特殊性、超過収益力を反映した実質価額の回復が十分に見込まれる期間まで当社が保有し続けることができるか否か等を考慮しますが、時には見積りや予測を必要とします。

②主要な仮定

株式会社オカムラ及びAVision Co., Ltd.の株式についての見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、既存顧客への販売額（単価に件数を乗じた金額）、将来における獲得見込みの顧客への販売額（単価に件数を乗じた金額）になります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である既存顧客への販売額（単価に件数を乗じた金額）、将来における獲得見込みの顧客への販売額（単価に件数を乗じた金額）については、不確実性が高く、今後の発行会社の継続的な経営成績の悪化や経済環境の変化等によっては実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないと判断されることもあり、その場合、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 55,906千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 45,946千円

長期金銭債権 723,081千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座貸越極度額 1,250,000千円

借入実行残高 650,000千円

差引額 600,000千円

(4) 保証債務

保証先	金額	内容
株式会社オカムラ(当社子会社)	180,500千円	金融機関からの借入金に対する債務保証

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 338千円

仕入高 204千円

販売費及び一般管理費 29千円

営業取引以外の取引による取引高 11,365千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,727,730	313,400	-	2,041,130

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	125,534千円
有価証券評価損否認額	1,575千円
減価償却の償却超過額	61千円
資産除去債務損金不算入額	3,039千円
未払費用損金不算入額	2,088千円
一括償却資産損金算入超過額	1,125千円
株式報酬費用	61,517千円
未払事業税	402千円
未払事業所税	566千円
関係会社株式評価損	9,455千円
その他	102千円
繰延税金資産小計	205,469千円
評価性引当額	△131,586千円
繰延税金資産合計	73,882千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,741千円
繰延税金負債合計	△2,741千円
繰延税金資産の純額	71,140千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度において、2025年3月31日に成立した令和7年税制改正に伴い、2026年4月1日以降開始事業年度について新たに防衛特別法人税が課されることとなったため、1年を超える一時差異については、防衛特別法人税を加味した法定実効税率31.5%を使用して計算しております。この変更により繰延税金資産の額は、1,768千円増加し、法人税等調整額が1,843千円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	勘定科目	期末残高 (千円)
子会社	Medical Net Thailand Co., Ltd.	所有 直接49.0%	資金の貸付	貸付金の回収 利息の受取	34,565 5,987	貸付金 (注1)	569,913
子会社	株式会社 オカムラ	所有 直接100.0%	各種業務の 受託 債務保証	業務受託料 (注2) 債務保証 (注3)	576 180,500	未収収益	52
子会社	株式会社 ミルテル (注5)	所有 直接82.5% (注6)	各種業務の 受託 資金の貸付	資金の貸付 業務受託料 (注2) 利息の受取 増資の引受 (注4)	200,000 990 2,133 60,000	—	—
孫会社	ノーエチ薬品 株式会社	所有 間接100.0%	各種業務の 受託	業務受託料 (注2)	576	未収収益	52
孫会社	NU-DENT Co., Ltd.	所有 間接49.0%	資金の貸付	貸付金の回収 利息の受取	9,512 2,032	貸付金 (注1)	197,578

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金及び長期貸付金が含まれております。

(注2) 業務受託料につきましては、業務内容等を勘案し、双方協議の上合理的に決定しております。

(注3) 同社へ銀行借入金に係る債務保証を行っております。

(注4) 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。

(注5) 2025年2月28日をみなし譲渡日として株式会社ミルテルの株式の全てを譲渡したことにより連結の範囲から除外したため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

(注6) 議決権等の所有割合は株式会社ミルテルが関連当事者に該当しなくなった時点の直前のものを記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	201円80銭
(2) 1株当たり当期純損失	△7円87銭

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記（資本業務提携契約に基づく第三者割当による自己株式の処分）」の記載内容と同一のため省略しております。